

所得税および復興特別所得税など（国税）の「確定申告」と「村・都民税申告」

個人の所得（収入）に関する税の申告には、国税の所得税および復興特別所得税の確定申告と、村・都民税（地方税）の申告があります。確定申告は、1年間に得た収入（所得）から自ら税額を計算し、確定申告書を税務署に提出（申告）・納税したり、源泉徴収された税額などの過不足を精算する手続きです（「村・都民税申告」の詳細については次号(3月号)をご覧ください）。

【申告期間】(1) 平成27年分の① 所得税および復興特別所得税の確定申告：2月16日(火)から3月15日(火)

なお、還付申告については、2月15日(月)以前でも行えます。② 贈与税の申告も、3月15日(火)まで。

③ 個人事業者に係る消費税申告および地方消費税の確定申告は、3月31日(木)までです。

(2) 平成28年度の「村・都民税申告」：3月15日(火)まで

【提出場所】(1) ①・②・③の申告書：芝税務署（郵送による提出も可）。

なお、①と③の申告書は村役場でも「仮受付」を行い、まとめて税務署に郵送しています。

(2) 村・都民税申告書(平成28年1月1日現在、小笠原村に住所のある方)：村役場財政課税務係・母島支所庶務係

【納付期限】①と②は3月15日(火)まで、③は3月31日(木)まで ※新規で口座からの振替納税を利用する場合には、それぞれの納期限までに税務署または村役場に「依頼書」を提出してください。

～ 国税（①・②・③）の申告書の作成にあたって ～

◇申告書は納税者自らが税法に従い計算して作成し（税理士に依頼する場合を除く）、申告・納付していただくことになっています（：申告納税制度）。申告書は、「確定申告の手引き」などを参考にして作成してください。なお、簡易な内容のご相談であれば村役場で対応可能ですが、記帳に関することや、事業収入、株式や不動産の譲渡、そのほかの国税についての疑問・相談がある場合には、税理士のご利用や税務署へのお問合せ、また、以下の「出張申告相談」をご活用ください。

◇国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) には「確定申告特集ページ」があり、その中の「確定申告書等作成コーナー」では手軽に決算書や申告書などを作成することが可能です。画面に従って必要事項を入力することで自動的に計算され、入力が終われば（入力作業途中で中断し、データ保存が可能です）、申告書を印刷してそのまま税務署に提出できます。

ご利用の際には、国税庁のホームページ内のWeb-TAX-TVの「確定申告書等作成コーナーの利用方法」もご覧ください。

また、「確定申告特集ページ」では、手書き用の申告書や届出書などほとんどの様式、手引き、記入例などがダウンロード（取得）でき、税制の改正点や申告に関するQ&Aなども確認できます。なお、インターネットを利用して、国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステム「e-Tax」も特集ページからご利用いただけます。

～ ①の確定申告が必要な方（詳細については、前述の「確定申告特集ページ」をご確認ください）～

(1) 事業を営んでいる方や不動産収入のある方 (2) 給与所得者で、◇年末調整されていない方 ◇給与所得・退職所得以外で20万円を超える所得がある方 ◇源泉徴収されていない方 など (3) 公的年金などの所得金額から所得控除を差し引いても残額のある方。ただし、公的年金などの収入金額が400万円以下で、他の所得金額の合計が20万円以下の場合申告の必要はありません（村・都民税の申告は必要です） (4) 不動産を売却された方や保険などの満期金を受け取った方 また、次の場合、確定申告により税金が還付される場合があります ◇平成27年中にマイホームを住宅ローンで取得した方 ◇高額な医療費を自己負担した方 ◇国や地方公共団体、特定公益増進法人などに寄付金を支払った方 ◇所得税の減免や雑損控除を受ける方 など

～ 村窓口での確定申告関係書類の配布について ～

事業者や毎年申告している方は税務署から郵送されます。昨年電子申告された方は、用紙は郵送されません。書類の届かない場合や還付申告などをされる場合などは、村役場の窓口でも配布しています。なお、手引きや記載例、必要書類のほとんどは「確定申告特集ページ」からダウンロードできます。

芝税務署・東京税理士会による出張申告相談

《父島》日程 2月22日(月)～25日(木)

《母島》日程 2月26日(金)・27日(土)

場所 地域福祉センター 多目的ホール

場所 母島支所 2階会議室

※ 受付時間は、午前9時から午後4時まで（正午～午後1時30分はお昼休みとなります）。

父島の最終日（25日）の開催は、午前9時から11時までの2時間のみです。ご注意ください。

※ 会場には、「確定申告書等作成コーナー」を使える端末があります。税務署員が待機しておりますので、相談からそのまま申告書を作成・印刷して提出したり、電子申告（電子送信）まですることができます。また、これからe-Taxの利用を考えている事業者などで、具体的な使用方法の指導を希望される場合には、この相談会をご活用ください。

◇この相談会は、税務署員や税理士が行い、村内で直接税務署や専門家に相談できる唯一の機会ですので、国税に関する

些細な疑問から相談までお気軽にご活用ください（混雑時にはお待ちいただくこととなりますが、例年、相談者ゼロの時間帯もあります）。

◇ご来場の際には、源泉徴収票（給与や年金収入のある方）や、国民年金保険料の支払証明書、国民健康保険・介護保険保険料の支払金額・日付の確認できる書類（領収書など）、生命保険料や地震保険料の控除証明書、そのほか所得控除や申告する内容がある場合には必要とされる各種書類、印鑑などをお持ちください。また、事業者の場合には、帳簿や過去の申告書の控え、消費税課税事業者の場合には、「課税事業者届出書」の控えや「簡易課税制度選択届出書」の控えなどをお持ちください。

【問合せ先】 ● 芝税務署 TEL. 03-3455-0551(自動音声でご案内しております) ● 財政課税務係 TEL. 2-3112